

4 東京漁調第 86 号  
令和 4 年 12 月 1 日

一般社団法人全日本釣り団体協議会会長 殿

東京海区漁業調整委員会  
会長 有元 貴文  
(公印省略)

東京海区漁業調整委員会指示について (通知)

このことについて、漁業法第 120 条第 1 項の規定により下記のとおり指示しましたので、  
ご了承ください。

記

東京漁調指示第 9 号 東京海区における遊漁者によるひき縄釣の制限

※「東京都公報」写し (抜粋) 参照

東京海区漁業調整委員会事務局  
電話 03-5320-4852(直通)